

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.011

処 分 名	景観重要樹木の指定の解除
処 分 の 概 要	<p>市長は、景観重要樹木が文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された場合、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、景観重要樹木の指定を解除します。</p> <p>また、市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、景観重要樹木の指定を解除することができます。</p>
根拠法令等・条項	景観法（平成16年法律第110号）第35条第1項、第2項
処 分 基 準	<p>法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日設定
備 考	

## ■景観法

(景観重要樹木の指定)

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法 の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

(指定の解除)

第三十五条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。